

## 9. 幹線道路や河川空間、耐火建築物群などを活用し、延焼遮断帯を整備する。

当面は基本安全軸において重点的に整備推進する。

当面、概ね2kmメッシュの基本安全軸を対象に、延焼危険地域から優先的に整備を図る。  
なお、長期的には、概ね1km間隔の延焼遮断帯による「都市防火区画」の形成に努める。

参照 8. 基本安全軸

道路や耐火建築物などの既存ストックを活用する。

幹線道路沿道に防火地域を指定し、不燃建築物への建て替えを促進する。  
また、街路樹を防火樹種とし、植樹密度を上げ、延焼遮断機能を強化する。

参照 3. 路線式防火地域、11. 防災植樹

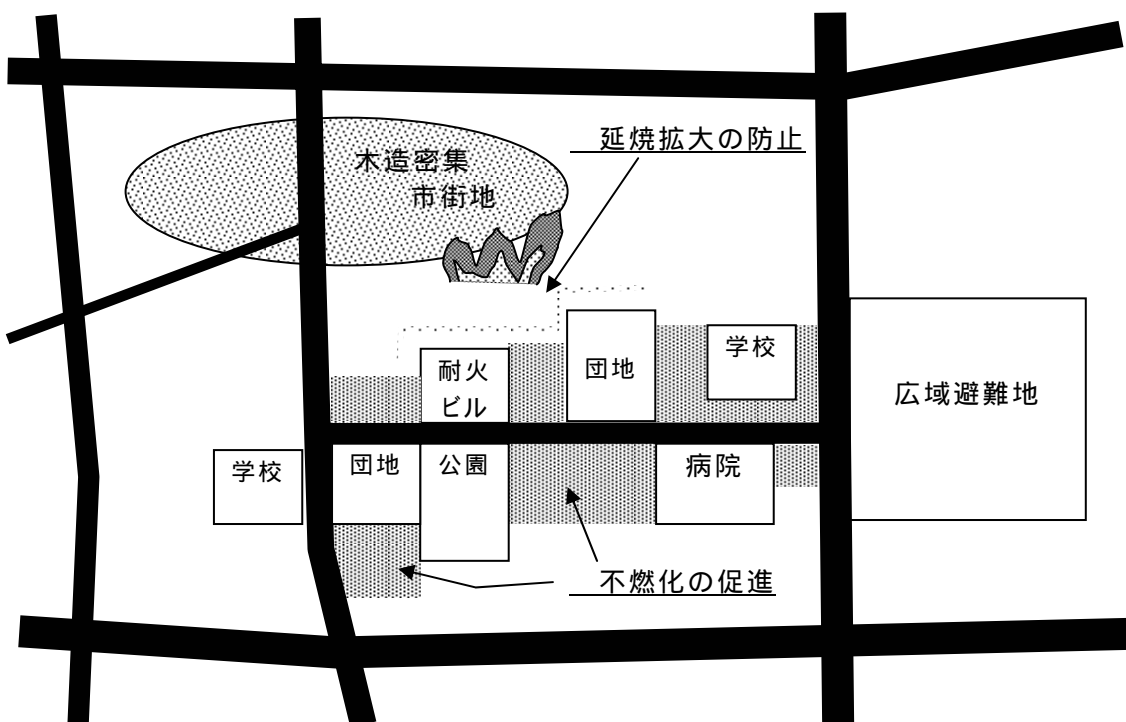
学校や団地、病院などの既存の耐火建築物群と周辺不燃化を組み合わせることにより、効率的な延焼遮断帯の形成を図る。

\* 国土交通省総合技術開発プロジェクト（平成10～14年度）

「まちづくりにおける防災評価・対策技術の開発」（防災まちづくり総プロ）

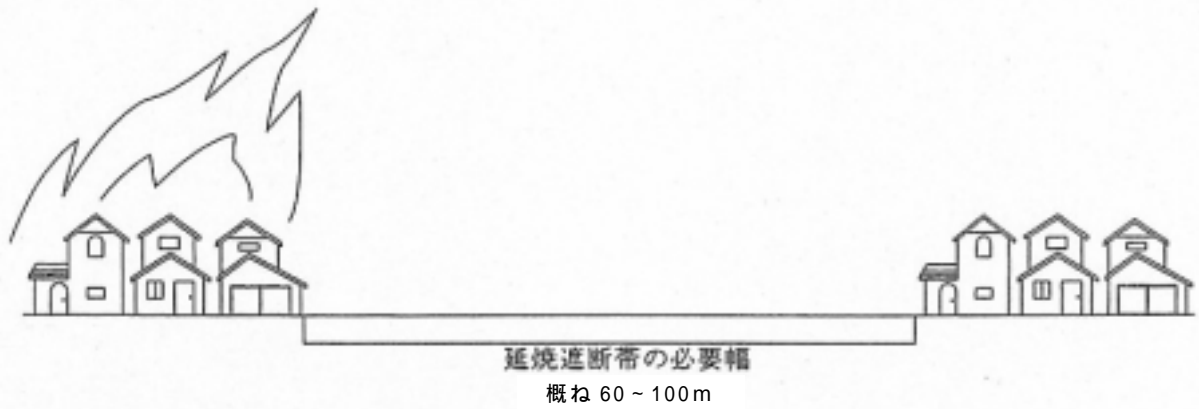
- ・耐火建築物や地区内道路、広場、樹木の延焼防止効果などについて国土交通省が中心となり、詳細な研究・分析を実施。（大阪府も参画）
- ・研究成果が「避難地・避難路の主務大臣基準の改訂」、「防災まちづくり支援システム」、「震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き」などに反映されている。  
（窓口：大阪府総合計画課）

【耐火建築物等を活用した延焼遮断帯の整備イメージ】

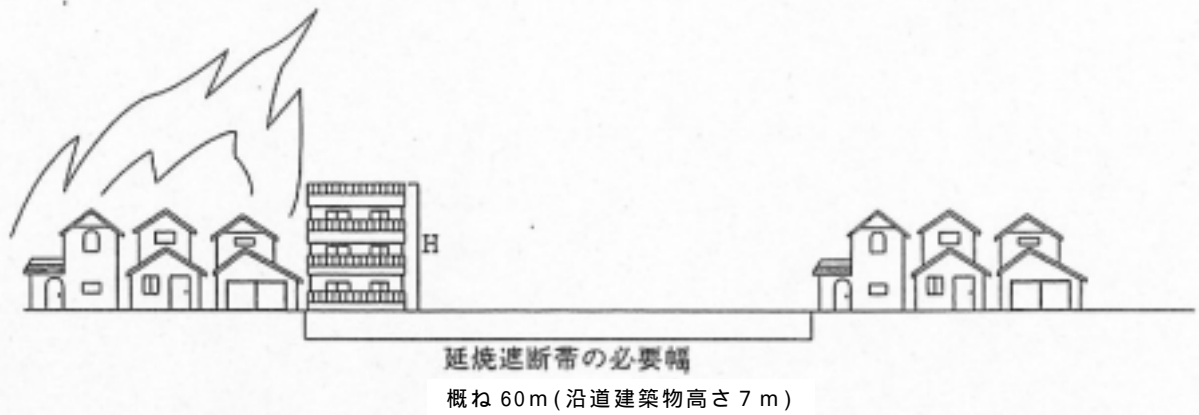


【延焼遮断帯の必要規模】 (建設省監修・都市防災実務ハンドブックより)

①空地のみで確保する場合



②空地 + 耐火建築物で確保する場合 (片側耐火)



③空地 + 耐火建築物で確保する場合 (両側耐火)

